

へいせい ねん ど だい かい
平成 22 年度 第 2 回

さっぽろ し しょうがいしゃ し さくすいしんきょう ぎ かい
札幌市 障害者 施策 推進 協議会

かい ぎ ろく
会 議 録

にち じ : へいせい ねん がつ にち すい ご かい
日 時 : 平成 23 年 3 月 23 日 (水) 午後 1 時 開会

ば しょ : さっぽろししちょうかくしょう しゃじょうほう かい だいかいぎしつ
場 所 : 札幌市視聴覚 障がい者情報センター 2 階 大会議室

1. 開 会

事務局（天田障がい福祉課長） それでは、定刻となりましたので、平成22年度第2回札幌市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。

冒頭の司会を務めさせていただきます障がい福祉課長の天田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、各委員には、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の議題に入ります前に一つお願いがございます。

皆様もご承知のとおり、去る3月11日午後、東日本関東地方を襲いました未曾有の大地震が発生しております。2万人近い方が亡くなり、または行方不明と伺っております。被災地の一日も早い復興を願いますとともに、お亡くなりになった方々のご冥福をお祈りしまして、皆様に黙禱を捧げたいと思っております。

大変恐縮でございますが、着席のまま結構でございますので、よろしくお願いたします。

黙禱。

〔 黙 禱 〕

事務局（天田障がい福祉課長） どうもありがとうございました。

本日の協議会につきましては、会議を公開しておりますが、傍聴の申し出はございませんでしたので、報告させていただきます。

まず初めに、資料の確認をお願いしたいと思います。

お手元に次第がございます。開いていただきまして、座席表があるかと思いますが、その次に配付資料の一覧がございますので、これに基づいてご確認をいただきたいと思います。

まず、資料1-1のA4判横の1枚物ですが、計画構成イメージでございます。次に、資料1-2の分野ごとの施策イメージでございまして、合計8ページでございます。次に、資料1-3の第3期障害福祉計画の考え方で、厚生労働省の資料から抜粋したものでございます。これにつきましては、3ページ物でございます。次に、資料1-4の市民意見の聴取方法についてのたたき台でございまして、2ページ物でございます。次に、資料1-5の今後の主なスケジュールについてという2ページ物でございます。次に、資料2の平成23年度当初予算主要事業でございまして、3ページ物でございます。次に、資料3はつなぎ法の概要でございまして、11ページ物でございます。そして、参考資料1としまして、当協議会条例でございまして、1枚物でございます。それから、参考資料2の障害者自立支援法等の改正についてで、2月22日に開催されました厚生労働省主催の主管課長会議におきまして配付された資料の抜粋でございます。それとあわせて、昨年度に実施いたしました実態調査の報告書がまとまりました。その概要版がちょうど今日の午前中に仕上がりましたので、机上配付をさせていただきます。

資料は以上でございます。

落丁または不足等がございましたらお申し出いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

2. 札幌市障がい福祉担当部長あいさつ

事務局(天田障がい福祉課長) それでは、開会に当たりまして、障がい福祉担当部長の村木よりごあいさつを申し上げます。

村木障がい福祉担当部長 皆さん、こんにちは。

障がい福祉担当部長の村木でございます。

本日は、本当にお忙しい中、障害者施策推進協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、皆様方には、白ごころから本市の障がい福祉施策の推進に多大なるご支援やご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

この協議会は、障害者基本法に基づきまして、障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進につきましてもご審議をいただくための機関でございます。今回は、今年度で第2回目の協議会となりますが、前回に引き続きまして、障がい者保健福祉計画及び障がい福祉計画の改定などについてご審議をいただきたく存じます。

さて、先ほど黙禱いたしました、3月11日金曜日の午後2時46分ごろに東日本を襲った大地震では、多くの方々が犠牲になり、現在、復興に向けてさまざまな活動が行われているところでございます。被災された方の中にはご高齢の方や障がいのある方も多くいらっしゃいます。心からお見舞いを申し上げますとともに、災害時に係る要援護者避難支援につきましても、改めて大きな課題であるというふうに再認識したところでございます。

札幌市としましても、消防局、建設局、水道局のほか、保健福祉局からは保健師などを派遣し、現地での保健・医療活動に従事するなど、必要な支援を行っていくこととしております。

話は変わりますが、札幌市の最近の出来事といたしましては、先週の17日木曜日に、地下鉄大通駅コンコースにあります元気ショップと札幌駅西コンコースにあります元気ショップいこーるがリニューアルオープンいたしました。売り場面積の拡大に伴いまして、扱う商品数もふえ、就労支援のほか、障がいに対する理解促進の拠点施設として、今後もお多くのお客様にご利用いただければと思っております。

最後になりますけれども、委員の皆様方におかれましては、長年、障がい福祉に携わっておられる豊かなご経験に培われましたご見識や障がい当事者としての思いなどを通じまして、本市の障がい福祉施策について貴重なご意見を賜りたいというふうに考えてございます。きょうは、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 委員紹介

事務局(天田障がい福祉課長) それでは、ここで委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元に配付させていただきました委員名簿をごらんいただきたいと思います。

会長以下、順次、ご紹介をさせていただきます。

なお、所属、役職等につきましては省略させていただきます、委員名のみご紹介させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、会長をお務めいただいております田中耕一郎委員でございます。

続きまして、副会長をお務めいただいております浅香博文委員でございます。

扇谷明美委員でございます。

大友芳恵委員でございます。

押見弘子委員でございます。

佐川俊樹委員でございます。

貞本晃一委員でございます。

佐藤義夫委員でございます。

千貝愛委員でございます。

西野千郷委員でございます。

林秀喜委員でございます。

廣岡博委員でございます。

山内まゆみ委員でございます。

吉田信子委員でございます。

なお、本日は、阿部益太郎委員、池田啓子委員、大西洋一委員、岡五百理委員、芝木厚子委員、西坂自然委員、以上の6名の方がご欠席となっております。

現在、20名の委員のうち14名の委員にご出席いただいております。

続きまして、事務局をご紹介させていただきます。

改めまして、障がい福祉担当部長の村木でございます。

自立支援担当課長の小川でございます。

後は、順次、係長から自己紹介をお願いします。

事務局（西田事業計画担当係長） 事業計画担当係長の西田と申します。よろしくお願いたします。

事務局（木村就労・相談支援担当係長） 就労・相談支援担当係長の木村と申します。よろしくお願いたします。

事務局（今在宅福祉係長） 在宅福祉係長の今と申します。よろしくお願いたします。

事務局（安田給付管理係長） 給付管理係長の安田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

事務局（木下主査） 障がい福祉課で個別支援担当の主査をしております木下と申します。どうぞよろしくお願いたします。

事務局（長船運営指導係長） 運営指導係長をやっております長船と申します。よろ

しくお願いします。

事務局（天田障がい福祉課長） 改めまして、障がい福祉課長の天田でございます。

本日は、大変恐縮でございますが、この後、別な用務が重なってしまいまして中途退席をさせていただきます。ご了承いただければと思います。よろしくお願い致します。

それでは、今後の進行につきましては、田中会長にお願いいたします。よろしくお願い致します。

4. 議 事

田中会長 年度末のお忙しい中をご参集いただきまして、どうもありがとうございます。

今年度最後の協議会ということで、きょうのメーンのテーマは、来年度からの3カ年の障がい福祉関連計画の改定に関してです。後ほど事務局から説明があると思いますけれども、現在進行中の国の制度改革の動向に目を配りながら札幌市としても年次計画を立てていくということです。きょうは、その改定の方向性についての最初の検討する機会となりますので、ぜひ皆さんから忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願い致します。

それでは、早速ですが、お手元の次第に沿って、順次、議事に入りたいと思います。

まず、1番目の障がい福祉関連計画の改定について、事務局からご説明をお願いします。

事務局（西田事業計画担当係長） 事業計画担当係長の西田と申します。よろしくお願い致します。

この件につきまして、私からご説明したいと思っております。

座って説明をさせていただきます。

まず、前回の協議会は8月に開催いたしました。そのときには、計画の改定の概要、あるいは作業スケジュールなどにつきましてご説明させていただきました。今回の協議会におきましては、計画の構成イメージ、あるいは施策展開のイメージなど、事務局において検討のためのたたき台をご用意させていただきましたので、計画の枠組みの部分につきましてご意見をいただきたいと思います。お待ちしております。

まず初めに、資料1-5の今後の主なスケジュールの2ページ目をごらんいただきたいと思います。計画策定体制という題名のもので。

計画を策定するに当たりましては、図の上の決定機関ということで、一番上に市長副市長会議とございます。ここが計画を決定する最終的な会議になります。その下に、企画調整会議、あるいは保健福祉施策推進本部、本部の幹事会という形の決定機関という位置づけで策定してまいります。また、具体的な検討作業におきましては、作業主体ということで、図の中ほどにありますけれども、先ほどの保健福祉施策推進本部の下に障がい者保健福祉部会という場がございます。そして、その部会の下に作業委員会も設けております。この部長級、あるいは課長級の会議で計画策定の作業を中心に進めてまいりたいと考えてお

ります。また、図の下の方に意見聴取と書いてございますけれども、まず、四角の点線の枠の中に計画策定会議と書いてございますが、これは昨年11月に設置した会議でございます。障がい当事者、有識者、事業者に集まっていたいておりますけれども、計画策定の実務的な議論の場ということで設置したものでございます。そのほか、本協議会ですが、障害者施策推進協議会、精神保健福祉審議会、地域自立支援協議会、その他、政策提言サポーターや広く市民の方々から意見をお伺いする場を設けているところでございます。先ほど、計画策定会議をご紹介しましたが、本協議会の委員の方にも会議のメンバーになっていただいているところでございます。

以上、計画策定の体制につきまして、まず最初にご説明させていただきました。

続きまして、資料1-1の計画構成イメージという資料をごらんいただきたいと思います。

この資料につきましては、計画の体系のたたき台として作成した資料でございます。計画のつくりとしましては、一番上に基本理念、左側に計画目標ということで、なるべくシンプルにわかりやすく設定することを考えております。一番上の基本理念をもとに四つの計画目標に分けて、さらに八つの分野ごとに施策を展開していくというイメージであります。

基本理念としましては、「障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を掲げてございます。

左側に行きまして、計画目標を四つ立てました。まず、障がいに関する理解の促進、地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援、サービス提供基盤の一層の充実、地域の福祉力の向上でございます。

次に、右に行きまして、分野として、理解促進から始まりましてスポーツ・文化まで、八つに分けております。さらに、障がい福祉計画としまして、障害者自立支援法に基づきまして、障がい福祉サービス、あるいは地域生活支援事業の数値目標、サービスの見込み量などを定めます。左下に行きまして、改定のポイントと書いてございます。

まず、一つ目のポイントとしましては、理解の促進、サービス提供基盤の一層の充実、ニーズの高いサービスへの対応、地域福祉力の向上という改定のポイントを四つ掲げ、これを踏まえまして、先ほどの八つの分野ごとに基本方針、基本施策、主要事業などを立てていくイメージを考えております。

以上が、計画の構成イメージとなります。

続きまして、資料1-2をごらんいただきたいと思います。

これは、分野ごとの施策イメージとしてのたたき台の資料となっております。

先ほどの計画の八つの分野ごとに基本方針と基本施策を立てるために、現段階においてのイメージをまとめたものでございます。この基本方針と基本施策までが計画の骨子になるというふうに考えております。

これから委員の皆様方には、これらの八つの分野につきまして課題の頭出しやこれを踏ま

えた基本方針、基本施策の大枠の方向性などにつきまして、このたたき台をベースにご意見をちょうだいできればと思っております。

資料の構成といたしましては、左側に現在の計画、右側に新計画のたたき台を箇条書きで記載しております。この内容につきましては、国の重点施策実施5か年計画も参考に構成させていただいております。

それでは、資料1 - 2の1ページ目の1番目の理解促進についてでございます。このイメージとしましては、共生社会の理念の普及、そして理解促進というものを掲げてございます。この分野につきましてよく寄せられている市民からの声としましては、サービス従事者等への理解促進、あるいは研修の充実、見た目には障がいがあるとわかりにくい方に対する理解促進や配慮という声がかかっています。

続きまして、2ページ目の生活支援という分野でございます。

イメージとしましては、ライフステージに応じた切れ目のない支援、また地域の関係機関との連携を掲げさせていただきまして、この分野につきましてよく寄せられる声としましては、相談支援の充実、重度の障がいのある方に対する支援、あるいは発達障がい者への支援などという声がかかっています。

続きまして、3ページ目の保健・医療でございます。

この分野につきましては、健康づくりから始まりまして、早期発見、早期療育、あるいは保健・医療サービスの充実というイメージを考えております。ここでは、精神に障がいのある方から医療費の負担が重いという声がかかっています。

続きまして、4ページ目の生活環境という分野でございます。

イメージとしましては、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを掲げておりまして、雪対策あるいは防災、災害時の支援という声がかかっています。

次に、5ページ目に行きまして、教育・育成の分野でございます。

イメージとしましては、特別支援教育、あるいは地域の中でともに学ぶ環境の充実というものを掲げております。この分野につきましては、本市の教育委員会と今後におきまして課題の整理をしていく予定でございます。

6ページ目に行きまして、雇用・就労の分野でございます。

イメージとしましては、一般就労、福祉的就労への支援を掲げております。寄せられる声としましては、雇用する側の理解促進、あるいは職場での配慮の充実ということです。

7ページ目に入りまして、情報・コミュニケーションの分野でございます。

イメージとしましては、情報バリアフリー化、情報提供の充実ということをかかして、この分野の課題につきましては、情報の保障をどのように充実させていくかということをかかしています。

最後に、8ページ目のスポーツ・文化の分野でございます。

イメージとしましては、障がい者スポーツ、あるいは文化活動への支援を掲げまして、寄せられる声としましては、スポーツ大会などへのさらなる支援を求める声をいただいております。

いるところでございます。

以上、駆け足だったのですが、分野ごとの施策のイメージを説明させていただきました。

また、続けまして、資料1 - 3の第3期障がい福祉計画の考え方をごらんいただきたいと思います。

これは、先般、厚生労働省から次期障がい福祉計画の策定に当たっての考え方が示されましたので、情報提供をさせていただきます。なお、詳細につきましては、今後、整理がされていくものと考えております。

資料1 - 3の1ページ目ですが、基本理念等とございまして、現在の基本理念、あるいは基本的な考え方につきましては、大きく変更しないということでございます。また、計画期間につきましては、平成24年度から26年度までの3年間ということでございますが、ただいま仮称の障がい者総合福祉法の検討が進められておりました、計画期間中にそれらの動向も踏まえて計画を見直す可能性もありますということが示されております。

続きまして、2ページ目に行きまして、障がい福祉計画の数値目標の設定方法でございます。現在、数値目標を三つに分けております。一つ目は、施設入所者の地域生活への移行、二つ目は、退院可能な精神に障がいのある方に係る目標、三つ目は、就労支援関係の数値目標でございます。そのうち、退院可能な精神障がい者に関する数値目標につきましては、ただいま国において検討が進められておりました、本年の夏をめどに考え方が示されることになっているようでございます。その他の数値目標につきましては、大きな変更はありません。

最後に、3ページ目に行きまして、サービスの見込み量等ですが、これも考え方は基本的に変更しないということでございます。

また、計画作成のプロセスでございますけれども、今回、自立支援法の改正によりまして、自立支援協議会が法律上で位置づけられたということで、計画を定め、あるいは変更しようとする場合、自立支援協議会の意見を聞くよう努めなければならないというふうにされます。したがって、これまでもそうでしたけれども、今回の計画の改定に当たりましても自立支援協議会の意見を聞く機会を設ける予定でございます。

以上、資料1 - 3の障がい福祉計画の考え方についてでございます。

この議題について、事務局からは以上でございます。

田中会長 ありがとうございます。

障がい福祉関連計画の改定についてということで、全体の計画イメージと骨子になります。八つの分野に関する基本方針と基本施策をご説明いただきました。委員の皆さんから各項目に関する質問、あるいは、この分野にはこういう項目も必要ではないかというご意見などがありましたら、よろしくお願ひします。

ございませんか。

それでは、私から一つだけです。

資料1 - 2の5ページの教育・育成のところ、なかなか表現しづらいと思うのです。

けれども、国の制度改革の方ではインクルーシブ教育という言葉が出てきて、それが障がい児教育の一つのキーワードとして使われています。札幌市の場合、この新計画のたたき台の新基本方針のイメージで、一番最初に特別支援教育の充実を図るといふことと、地域の中でともに学ぶということが出てきますが、札幌市としてのインクルーシブ教育のとらえ方の議論はされているのでしょうか。

事務局（西田事業計画担当係長） ただいまの教育・育成の教育の部分につきましては、私どもの教育委員会と課題整理の作業に入っております。教育委員会では、札幌市特別支援教育基本計画を策定しておりまして、基本的にはこの計画と関連性を持ちながら計画を考えていくことにはなると考えております。今後、教育委員会と課題整理をしていきたいと考えておりますが、国の方で議論が進められている中でインクルーシブ教育がありますので、そのことも含めまして、今後、教育委員会と課題整理をしてまいりたいと考えている段階でございます。

田中会長 ありがとうございます。

ほかの委員からは何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

田中会長 特になければ、この件につきましては終了したいと思っております。後ほど、何かありましたら、逐次、ご意見をいただければと思います。

事務局（西田事業計画担当係長） 大変申しわけございません。

1 番目の議題につきまして、事務局からの説明が漏れている部分がありました。

田中会長 それでは、お願いします。

事務局（西田事業計画担当係長） 計画策定につきまして、あと二つ項目がございます。市民意見の聴取方法についてと今後の主なスケジュールについてご説明させていただきます。

まず、資料1 - 4、市民意見の聴取方法について（たたき台）という資料をごらんいただきたいと思っております。

当然、計画策定に当たりましては、これまで同様に、幅広く意見を聞く機会を確保いたしまして、さまざまな声を踏まえて計画策定の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。意見聴取の進め方などにつきまして、事務局でたたき台を作成しましたので、これをもとに委員の皆様からご意見をちょうだいできればと思っております。

まず、1 ページ目です。

意見聴取としまして、障がい者団体との意見交換会を3回程度開催しようと考えております。これは、障がい種別ごとに意見交換を行うものでございまして、札幌市内の主要団体を記載してございます。身体障がい、知的障がい、精神障がい、精神障がいには発達障がいを含んでおります。

その他、これらに記載のない障がい者団体もあると思っておりますので、後でご説明しますが、札幌市で出前講座というメニューを持ってございますので、この出前講座を活用して個別に

意見交換することも想定しているところでございます。

続きまして、2ページ目です。

二つ目の意見聴取方法としまして、市民懇話会を2回開催することを想定しております。これは、広く市民を対象としまして、障がい福祉に関する情報提供、課題等について意見交換をすることを想定しております。平日の夜間と休日の昼間に開催したいと考えております。内容としましては、行政対市民という対立の形ではなくて、例えばコメンテーター、あるいはオブザーバーの方に入ってきていただきまして、みんなで考えていくというスタイルを考えております。

三つ目としまして、障がい者による政策提言サポーター制度という事業がございます。障がい当事者のみで構成される市民会議のスタイルでやっている事業でございますが、そこにおきましても、懇談会などを開催いたしまして、当事者の声を聞いております。そういった情報も計画策定に反映させていければと考えているところでございます。

四つ目としまして、地域との意見交換、あるいは理解促進への取り組みといたしまして、先ほどご説明しました出前講座を活用することを考えております。これは、特に地域の町内会や福祉のまちづくりの関係、あるいは関係の障がい者団体などに出前講座を周知いたしまして、働きかけをしていきたいと考えております。また、単に計画案の説明ということではなくて、そこで意見交換を行う工夫も考えております。そして、地域自立支援協議会におきまして、各区に地域部会が設けられております。その地域部会と意見交換、情報交換をすることもできるのではないかとということで、今後、関係機関に相談していきたいと考えております。

最後に、意見募集です。これは、計画策定のタイミングにかかわらず、手紙やメールなどで意見を募集しているところでございまして、当然、これも活用してまいりたいと考えております。

続きまして、資料1 - 5の今後の主なスケジュールにつきましてご説明したいと思っております。

今現在、23年3月でございまして、一番上の段でございまして、計画の骨子である大枠部分の検討ということで、3月初旬に計画策定会議を開催させていただいております。また、本日、障害者施策推進協議会を開催しているところでございます。そして、来週には、精神保健福祉審議会を開催する予定でございますし、明日は地域自立支援協議会が開催され、計画の策定についてご意見を伺う予定でございます。

これら関係の協議会、あるいは市役所におきましても、教育委員会も含めましてさまざまな部局から課題整理の作業を同時並行的に進めているところでございます。それらの取りまとめを3月から4月中に行いまして、そこで一たんの計画の骨子案をまとめていきたいと考えております。

次のステージとしましては、5月以降に計画の素案づくりの検討としまして、先ほどの計画策定会議、あるいは障がい者団体との意見交換、そして予定としては9月ごろを想定して

おりますが、本協議会あるいは関係協議会で計画の素案をもとにご意見をお伺いできればというふうに考えておりました、それらのご意見も踏まえまして、計画の決定機関、企画調整会議から始まりまして、市長副市長会議は11月をめどに考えております。そこで、計画素案を固めまして、パブリックコメントなどの必要な手続を踏まえた後、平成24年2月から3月にかけて、計画の最終調整、そして計画の公表というスケジュールを考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

田中会長 ありがとうございます。

市民からの意見の聴取方法と今後1年間の計画策定の実施計画ということで説明をいただきました。委員の皆さんから、市民意見の聴取方法についてのアイデアや工夫に関するご意見、あるいは策定の流れについてのご質問、ご意見がありましたらお願いします。

廣岡委員 確認です。

障がい者団体との意見交換会(3回)とありますけれども、これは身体障がい1回、知的障がい1回、精神障がい1回ということで3回なのでしょう。

事務局(西田事業計画担当係長) 意見交換会の回数についてでございますけれども、委員お見込みのとおり、身体障がいで1回、知的障がいで1回、精神障がいで1回とそれぞれ1回ずつを考えてございます。

田中会長 ほかにございますか。

大友委員 ただいまの質問に関連することです。

改定のポイントとしても、市民や地域の障がいに対する理解促進を大きく掲げておられるので、市民の意見をしっかりと聴取していく基本姿勢はとても重要だと思えます。聴取方法も細かくプランニングされているわけですが、例えば、この中にある町内会や福まち等々の出前講座のお話がありましたが、札幌市内の町内会や福まちといってもかなりの数があるのです。ですから、周知徹底をして出前講座もできますということが周知されて、ぜひ我が福まちにという要望があったときに行くということですか。それとも、積極的にそれらも3回と明示しているように、出前講座についても少なくとも何回はきちんと開催できるようにということも含んで計画しておられるのでしょうか。

福まちは、高齢者の諸問題については積極的に進んでいますけれども、障がい者に対して、地域で理解をして、地域力を高めていくということはまだ力を入れていかなければならないところであると思っていますので、とても大事なところだと聞かせていただきました。とはいえ、スケジュールもタイトですし、そのあたりは、今のところ、どのようなお考えをお聞かせいただきたいと思います。

事務局(西田事業計画担当係長) 委員ご指摘のとおり、実は、計画策定会議におきましても、意見交換会3回では回数的にも足りないというご指摘があって、出前講座というメニューを活用しようということをお考えた次第でございます。また、単に出前講座の申し込みを待つだけではなくて、申し込みが多数来たならば大変ありがたいことだと思いま

すが、残念ながら申し込みが余りないという状況になりましたら、主な地域に積極的に働きかけまして、こちらから出前講座を受けてくれませんかという働きかけをすることも考えております。また、保健福祉局内でさまざまな計画がございます。一つ目は、保健福祉局に総務課があるのですけれども、地域福祉社会計画という地域福祉に関する大枠の計画がありまして、これも今回の障がい福祉に関係する計画と同じタイミングで改定作業が進められております。また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画などにつきましても、障がい福祉関連計画と同じタイミングで改定する作業を進めております。そういったことから、特に地域福祉社会計画での意見聴取というステージもございますので、そこに一緒に行って意見をお伺いする場面ができないかということも検討しているところでございます。

売り込み周知につきましては工夫してやっていきたいと考えております。

田中会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

千貝委員 ちょっと前にご説明のあった資料1 - 2です。具体的にということではなくて、今回のような大震災があったときに障がいのある方に対する支援はこの計画には載らないものなのですか。私の見当違いだったら結構です。

事務局(西田事業計画担当係長) いわゆる防災や災害時の対応でございますが、資料1 - 2の4ページ目になります。分野としましては、生活環境という分野の中で基本的な施策イメージを立てることを想定しております。その中には、札幌市ならではの雪対策や災害時の安全対策などについても生活環境というところで施策を考えてまいりたいと思っております。これも、保健福祉局で災害時要援護者避難支援のガイドラインを定めておりまして、先ほどの保健福祉局の総務課が所管しておりますが、そこにおきましてさまざまな取り組みを行っているところでございます。例えば、モデル地区を選定いたしまして、要援護者の避難支援についての取り組みも行っているところでございます。

そのガイドラインとの整合性も図りながら、生活環境という部分で取り組みの方向性を打ち出したいと考えております。

田中会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

田中会長 もし何かありましたら、後ほどにご意見、ご質問をいただきたいと思っております。よろしければ、これで一つの議題である計画の改定については終了させていただきますと思っております。

続きまして、議題(2)の平成23年度当初予算主要事業について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局(西田事業計画担当係長) 資料2をごらんいただきたいと思っております。

平成23年度当初予算主要事業でございます。

実は、今回、札幌市長選挙が控えておりまして、23年度につきましては、いわゆる骨格

予算ということで、義務的経費等の基本的な部分の経費を中心に予算を組み立てたところ
でございます。いわゆる政策判断を伴うような事業、予算につきましては、市長選挙が終
わった後に肉づけ予算として編成される見込みとなっております。したがって、基本的
な経費の部分で今回は資料をつくらせていただきました。

まず、障がい福祉に関する主な事業としましては、1ページ目に列挙しているところで
ございまして、具体的な説明は2ページ目以降でさせていただきたいと思っております。

今回は、レベルアップ事業としまして、2ページ目の一番上に消費者被害防止ネットワ
ーク事業、消費者行政活性化事業で約350万円の事業でございます。これは、消費者セ
ンターの関係でございますけれども、消費者センターと地域包括支援センター、民生委員等
との関係機関が連携しまして、高齢者の方、障がいのある方の消費者被害の早期発見、救済、
未然防止を図るという事業でございます。

続きまして、バリアフリーの関係でございます。これは、平成22年度に引き続きまし
て予算を計上しております地下鉄南北線中の島駅、東西線東札幌駅のエレベーター等の整備
でございます。23年度にこれらの整備をいたしますと、すべての地下鉄駅にエレベータ
ーの設置が完了する予定となっております。

続きまして、障がい者元氣ショップ運営事業で、約3,800万円でございます。冒頭
の部長あいさつにもありましたけれども、売り場の面積を拡大いたしまして、取り扱い商品
の充実、市内すべての作業所等の製品を販売できる環境を整備するということで売り上げ
の向上を目指すものでございます。

続きまして、3ページ目です。

これもバリアフリー関係の事業でございますけれども、市有建築物のバリアフリー改善事業
でございます。札幌市で策定しております新札幌市バリアフリー基本構想に基づきまして、
市有建築物のバリアフリー化を、重点整備地区をメインに整備していくものでございます。
その他、歩道のバリアフリー化、安全・安心な公園再整備事業がございます。

また、1ページ目に戻りまして、継続事業としましては、1ページ目の下段にあります
が、例えばパーソナルアシスタンス事業で1億3,600万円、障がいの交通費助成制度
につきましては27億円程度を計上しております。また、ケアホームの利用者に対する特定
障がい者特別給付で8,300万円程度を計上しておりますし、元氣ジョブとしまして
2,400万円程度を計上しております。

当初予算は、以上でございます。

田中会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆さんからご質問、ご意見はありますか。

選挙後にさまざまな検討を要する事業が議論されていくのだろうと思っておりますけれども、現在
のところはこういう主要事業のご説明でした。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

田中会長 それでは、この件につきましては終了いたしたいと思ひます。

それでは、議題(3)ですが、情報提供ということで、障害者自立支援法等の改正について、事務局からご説明をお願いします。

事務局(西田事業計画担当係長) この件につきましては、資料3をごらんいただきたいと思ひます。また、あわせて、この議題に関連する資料としましては、参考資料2というA4判縦の資料がございます。いずれも厚生労働省で作成された資料から抜粋してつくった資料でございます。資料3の1ページから2ページにかけてご説明させていただきますと思ひます。

まず、資料3の1ページ目ですけれども、障害者自立支援法等の改正ということで、趣旨でございます。

これは、公布日から施行されることになっておりまして、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえまして、障害保健福祉施策を見直すまでの間における障がい者等の地域生活支援のための法改正であることを明記することになっております。

2番目に、利用者負担の見直しとございます。これは、24年4月1日を予定しているものでございまして、利用者負担につきましては応能負担を法律上明らかにするという趣旨でございます。現在におきましても、利用者負担につきましては、市町村民税非課税の方に対する無料化なども行っておりまして、応能負担的な取り扱ひとなっておりますけれども、法律上、それを明確化するという趣旨のようでございます。

また、障がい福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減とございます。それぞれ障がい福祉サービスと補装具の利用者負担の合算額が一定の額を超える場合に、その超える部分が償還されるということでございます。

これらが利用者負担の見直しでございます。

続きまして、三つ目に行きまして、これも公布日に施行ということですが、障がい者の範囲の見直しでございます。従前から発達障がいにつきましても障害者自立支援法の対象ではあったのですが、法律上わかりにくいという指摘もありまして、障害者自立支援法の対象になるということをも明確化するというものでございます。

また、四つ目の相談支援の充実ですが、これは24年4月1日施行となっております。

一つ目としましては、相談支援体制の強化です。主なものは、市町村に基幹相談支援センターを設置、あるいは自立支援協議会を法律上位置づけるということです。そして、地域移行支援、地域定着支援というメニューを個別給付化するという内容でございます。

二つ目としましては、支給決定プロセスの見直しとございます。これは、支給決定をする前にサービス利用の計画案を作成し、支給決定の参考とするというプロセスです。あるいは、サービス等利用計画作成の対象者を、従前は重度の障がいのある方に限られていた対象者を大幅に拡大するものでございます。

続きまして、2ページ目に行きます。

障がい児支援の強化でございます。24年4月1日施行でございます。

この2段落目にあります放課後等デイサービスですが、これは学齢期の方に対する支援の充実という趣旨でございます。また、保育所等訪問支援の創設とございまして、集団生活への適用支援を専門的に支援していくメニューでございます。

また、6番目に行きまして、地域における自立した生活のための支援の充実です。主なものとしましては、1段落目にありますグループホーム、ケアホーム利用の際の助成を創設ということで、金額にして月に1万円の助成という内容になっております。これは、平成23年10月1日を予定しているものでございます。また、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスという同行援護ですが、これは個別給付として支給するものでございます。

主なものとしては、以上でございます。

田中会長 ありがとうございます。

障害者自立支援法の後の新しい法律ができるまでのつなぎの法律ということで、昨年末に制定されました法律について、概要を説明していただきました。

委員の皆さんから何かご質問はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

田中会長 なければ、この件につきましては、これで終了したいと思います。

次に、その他です。

委員の皆さんから全体を通してご質問やご意見はありますか。

山内委員 パーソナルアシスタンス事業のことですけれども、今はどういう状況ですか。説明会には出たのですが、その後はどういう状態かをお聞きしたいと思います。

事務局(安田給付管理係長) 障がい福祉課給付管理係長の安田でございます。

パーソナルアシスタンス事業につきましては、今現在、利用者が20名です。これまでの実績としましては、30名の方にご利用をいただいているところでございます。パーソナルアシスタンス介助者として入っていただいている方は60名で、地域の方々にお手伝いいただく形にしておりまして、実際に各利用者がみずから地域の方々を介助者として委託契約を結びまして、介助に入っている状況でございます。

パーソナルアシスタンス事業につきましては、入院時においてもパーソナルアシスタンス介助者を病院先に派遣できる形にしておりますので、その利用につきましてもこれまで7名の方にご利用をいただいております。大変ご好評をいただいているところでございます。

この制度をさらに充実、発展させるために、今現在、サポートセンターという利用者支援しているセンターと札幌市が協力してモニタリング等を行っておりまして、そこでいただいたさまざまな意見をさらに制度に反映させていきたいと考えているところでございます。

山内委員 窓口となっているサポートセンターは1カ所ですか。

事務局(安田給付管理係長) 今のところ、このサポートセンターは1カ所となっております。今後、利用者がふえるに従いまして増設していきたいということで検討してい

るところでございます。

田中会長 ほかにありますか。

それでは、私からも聞いていいですか。

きょう、皆さんのお手元にも冊子がありまして、実態調査の結果の概要が出てきていますが、先ほどちらっと見ていると、恐らく、これも今後の計画に反映されるデータになると思いますので、確認したいことがあります。

47ページに、施設に入所されている方に対しての施設から地域へ移りたいかどうかの質問に対する答えが出てきています。上の欄を見ると、本人の意向としては、地域に移りたいという人が全体として10%程度ですね。そして、この下に希望する居住形態がありますが、これも本人に対して聞いたのですか。

事務局（西田事業計画担当係長） それでは、この概要をご説明いたします。

今回、お配りしました水色の表紙の冊子の実態等調査報告書(概要版)につきまして若干の説明をさせていただきます。

まず、調査内容としましては、基本的に、前回、平成19年度に調査をしておりますけれども、調査の方向性は大きく変更しておりません。ただ、見直した点がございます。

回収率がなかなか上がらないという課題がございましたので、アンケートの設問数を大幅に減らして、設問をシンプルな形としました。同時に、わかりやすい文章、表現、あるいは、アンケート調査票にルビをつけて読みやすくさせていただきました。

そこで、回収率の状況ですが、郵送法、留置きの方法で実施いたしました広く手帳所持者に対する障がい児、障がい者のアンケート調査につきましては、50.6%の回収状況で、前回調査と比べまして3.1ポイントふえたところでございます。また、20歳以上の住民登録をされている市民の方を対象とした市民意識調査です。これは、郵送法で実施いたしました。回収率は47.6%で、前回調査と比べまして9ポイントふえております。

回収状況につきましては、報告書の3ページ目に表を掲載しております。

また、障がい児、障がい者の調査、あるいは市民意識調査のほかに、先ほど会長からもお話がございましたけれども、施設に入所されている方を対象とした施設入所者調査、そして精神科病院に入院されている患者の精神科病院入院患者調査を行っております。

この施設と病院の調査につきましては、それぞれ施設、病院の職員の方に調査をかけております。調査の項目としましては、施設入所者調査におきましては、入所されている方の年齢や入所期間などの基本的な情報、ご本人に対する属性、施設職員の方から見た退所に必要な要件などについて回答をいただくことを基本としております。ただ、設問の中には、ご本人のご意向や希望などを踏まえた形で回答をいただくものがございますので、そういった意向が十分反映されるように、施設に対して文書により配慮を求めたほか、説明会を開催しまして、調査の趣旨、調査の回答の仕方などをご説明したところがございます。

また、精神科病院の入院患者の調査につきましても、病院の職員に回答の協力をお願い

いしてありまして、この調査につきましても、患者さんの基本的な情報、症状、退院に向けた必要な要件などについてご回答をいただいたものでございます。この調査につきましては、ご本人の希望や意向などの質問項目は設定しておりませんが、本人の状況の把握などに十分配慮してご回答いただきますよう、文書により周知をし、あるいは説明会を開催して調査の趣旨などにつきましてご説明させていただいたところでございます。

そこで、調査結果の概要を簡単にご説明させていただきたいと思っております。

例えば、障がい児、障がい者の調査です。障がい者の調査は5ページから始まっておりまして、障がい児の調査は27ページから始まっております。

例えば、生活の場所はどこですかと尋ねたときに、在宅の方が約半分で、障がい者のみですが、施設に入所されている方は約7%いらっしゃいました。

また、サービスを利用しやすくするために必要なことは何ですかという問いに対しましては、利用手続きが簡素化、迅速化されればよい、あるいは緊急時に対応できればよいというお答えが多くございました。

さらに、外出される際に困っていることは何かという問いにつきましては、特にないが一番多かったのですが、それ以外ですと交通費がかかる、安心して利用できる施設、トイレが少ないといったお答えが多くございました。

また、障がい者に対する質問で、仕事を続ける、あるいは仕事を始める上で必要なことという設問に対しましては、自分に合った仕事を見つけてくれる、職場が仕事をしやすいように支援してくれるという回答が多くございました。

それから、理解促進で、市民の理解が深まっていると思っておりますかという設問に対しましては、深まっている、まあまあ深まっているとお答えになった割合ですが、障がい者の割合は約3割で、障がい児につきましては2割となっております。

また、今後の生活であればよいという設問に対しましては、相談場所、高齢になっても安心して生活できることというお答えが多くございました。

続きまして、施設入所者に対する調査は、45ページから掲載しております。

まず、希望する居住形態は何ですかというものです。これは、ご本人の意向を踏まえて回答する項目でございまして、身体障がい、知的障がいのある方はグループホーム等というお答えが多くございました。また、精神障がいのある方につきましては、民間賃貸住宅というお答えが多くございました。

それから、退所後にふさわしいと思われる日中活動サービスは何ですかということで、職員の方が客観的にご判断して回答をいただく項目です。身体、知的障がいのある方につきましては、生活介護というお答えが多くございまして、精神障がいのある方につきましては、自立訓練というお答えが多くございました。

そして、退所に向けての問題点ですが、これは家族の状況の側面から見た問題点という設問に対しましては、身体、知的障がいのある方につきましては、家族が退所することに反対しているというお答えが多くございました。

また、退所に向けての問題点で、地域の状況という側面から見た設問でございます。身体障がいのある方につきましては、夜間や緊急時の支援に不安があるという答えが多くございましたし、知的障がいのある方につきましては、住まいの確保が困難というお答えが多くございました。また、精神障がいのある方につきましては、服薬管理を含めた医療ケアに不安があるという答えが多くございました。

最後に、精神科病院の入院患者調査で、54ページから始まっております。

まず、入院患者の属性に関する情報です。年齢は約4割が70歳以上でございます。疾患名は、統合失調症、分裂病型障がい、妄想性障がいの方が約6割を占めております。在院期間は5年から10年の方が約2割となっております。

主な症状といたしましては、症状が残存している、長期化の見込みの方が約7割を占めております。一方、生活の場の確保が困難などの要因で入院継続を余儀なくされている、あるいは症状が残存しているけれども、支援によって退院が可能だという方を合わせますと約13%を占めております。いわゆる社会的入院ということになるかと思えます。

また、退院に向けての必要資源です。住まいという側面から見た必要資源につきましては、グループホームという回答が約4割でございます。また、生活支援という側面から見ますと、訪問看護サービスが約4割で、居宅介護が約3割で、相談支援が約3割です。これは複数回答を認めております。

そこで、先ほど会長からお話ございましたが、47ページの5の地域生活への意向についてです。本人の意向、地域生活への移行について、次の区分により記入してくださいとあります。記入する人は施設の職員ですけれども、ご本人のご意向を十分に踏まえた形で答えていただいたものがこの結果となっております。

また、(2)の希望する居住形態です。これもご本人の意向をもとに施設職員からご回答をいただいているものとなっております。

以上でございます。

田中会長 ありがとうございます。

先ほど聞きたかったのは、今の47ページのところです。上が本人の意向で、地域で住みたいという方が3割の割合でみると合計で10%以下ぐらいですね。しかし、下の希望する居住形態は、地域に移りたい方たちだけに對して質問をしたということですね。

事務局（西田事業計画担当係長） そうです。

田中会長 この実態調査のデータについて、データを精査する必要があるだろうと思うのですが、何かご質問、ご意見はありますか。

浅香委員 今、会長が言われたので気がついたのですが、この施設入所の対象といたしますが、何カ所ぐらいの施設から回答をいただいたのでしょうか。

それから、前の前ぐらいの協議会でも言ったかもしれませんが、回答数が幾らぐらい欲しいのでしょうか。在宅でしたら6,000件に配って、おおむね前回同様で、ポイント

は若干上がったと言っていますけれども、3,500件ですか。施設入所の方は27件で、精神の病院からは30件の回答ですね。数もさることながら、1カ所からとったとなると、偏った回答が出てしまうおそれもありますし、病院も同じ傾向でとられると思ったものですから、何カ所ぐらいかお聞きしたかったです。施設名が解答用紙に書いてあるかどうかはわからないかもしれませんが、おおむね教えていただけたらと思います。

事務局（西田事業計画担当係長） まず、回収率等々の関係ですが、報告書の3ページをごらんいただきたいと思えます。

まず、障がい者、障がい児調査です。これは在宅の方のみならず、手帳の所持者、あるいは精神障がいのある方につきましては、グループホーム、ケアホーム、あるいは地域活動支援センター、就労支援作業所などに調査票を留置きして調査を実施したもので、郵便で調査票を返していただくものでございます。発送としましては7,000件に送りまして、約3,500件の回収となっております。

次に、施設入所者調査と精神科病院入院患者調査でございます。これは、30施設と37病院でございます。要するに、札幌市内の施設、病院すべてにお送りした調査でございます。このサンプル数は、当然、施設によって定員数、入所数が異なっておりますけれども、施設入所者調査につきましては、サンプル数といいますが、何人に聞いたかという数字がございます。45ページから施設入所者調査が始まっておりますが、その棒グラフの一番上の段に計と書いておりまして、N=954とあります。要するに、954人のデータでございます。それと同じように、精神科病院の方につきましては、54ページの年齢という図の上にN=2850とありますが、2,850人のデータでございます。

回収数につきまして、5割が多いか少ないかという評価、ご意見はさまざまあると思いますが、私も、これまでの調査結果、あるいは札幌市が全庁的に実施しているアンケート調査の動向等も踏まえた目標といたしまして、回収率50%以上の目標で行いましたところ、市民意識調査につきましては下回ってはおりますけれども、前回と比べますとポイント数がふえております。

田中会長 ありがとうございます。

しつこいですが、私から意見を言わせていただきます。

施設に入所されている当事者にご希望を確認したのは画期的なことだし、評価できると思っておりますが、これ1回だけではなくて、恐らく、施設から地域へ少しずつ利用者が移っていけば、今まで施設から地域に移りたくないと言っていた人たちも気持ちが変わる可能性もあるし、反対していたおやたちもやってみようかと気が変わる可能性もあります。ですから、こういう調査は継続的にやる必要があるだろうと思えます。

もう一つは、担当の方たちもよくわかりだと思っておりますけれども、希望をだれが聞くかによってその中身が変わる可能性があるわけです。こういう入所施設の利用者の希望を聞くときに、日ごろかかわっている施設の職員から聞くことが果たして適切なのかどうかという問題があります。この手の調査は、全国的にも少しずつ広がってきてまして、そ

ういう課題かだいもあります。ぜひ、そのあたりの調査ちゆうさの方法ほうほうも踏ふまえて、継続けいぞくてき的に実施じっししていただければと思おもっております。

皆みなさんから、全体ぜんたいを通してご提案ていあんやご意見いけん、ご質問しつもんが何かなにありましたら願ねがいします。

(「なし」と発言はつげんする者ものあり)

5. 閉 会

田中たなか会長かいちょう それでは、長い時間なが じかんにわたりましたが、以上いじょうをもちまして本日ほんじつの協きょう議ぎ会かいを終しゅうりよう了りようしたいと思おもいます。

きょうは、どうもありがとうございました。

以 上